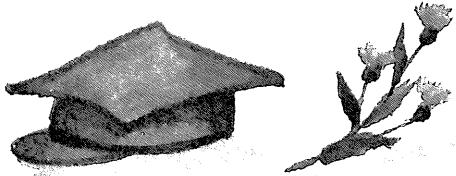


大学入試の歴史（第43回）

共通試験の時代へ(4)



名古屋大学教育学部教授
佐々木 亨

文部省のイニシアティブで 入試改善調査研究費の登場

1973年1月、アンケートの結果賛成が過半数に満たない状況のもとで、国大協の入試調査特別委が共通第1次試験の導入を継続審議と決めたについては、もう一つの看過できない事情があった。まだアンケートと添付文書の文案を審議していた72年8月28日の入試調査特別委員会に、突如として文部省の「入試改善の研究調査に関する予算」が議題として登場したことがそれである。ことの経過は、同日の議事要録によれば次の如くであった（『会報』No.58, 32～33頁）。

初めに委員長より、今回文部省が入学試験の改善に関する研究調査費として5,000万円を明年度予算に計上し、その予算を国立大学協会に交付するとの構想を新聞に発表されたので、委員会開会の初めに当たってその実状の説明を文部省側から聞きたいと思うがどうかと諮られ、了承され文部省側の説明を受けた。

「初めに木田大学学術局長より、現在の大学入試方法は、早急に改善の必要があるものと判断し、昭和48年度の予算要求として、国立大学協会に対する実験的試行等の費用の意味で5,000万円の委託費を計上していると、そ

の間の経緯と入試改善についての文部省側の構想について説明があった。

ついで、前田委員長より、入試調査特別委員会における共通第一次入試の検討状況を説明し、目下のところは、共通第一次試験を実施することの可否も決定する段階に至っていない状態である旨を説明した。

続いて、大崎大学課長より、5,000万円の概算要求を出した根拠は、①共通第一次試験実施体制全般の検討、②よい問題を出せるかどうかの検討（5教科14科目）、③実験的試みの費用、④調査資料の収集等の費用を見込んで計上したものであるとの説明があった。」

72年8月28日のこの議事要録が事実を正確に伝えているのだとすると*、入試に関する研究調査費の予算は、国大協に事前に相談することなく文部省が独自に計上したもので、これが新聞記事になってから両者の協議が始まっている。5,000万円という金額は、国大協の年間予算にはほぼ匹敵する。

* 72年10月6日の理事会には、「去る8月7日ならびに9月4日の2回にわたり、稲葉文部大臣、内海政務次官、村山事務次官を中心に文部省幹部と加藤会長、前田・加藤両副会長、宮島理事、都留理事、清水医学教育に関する特別委員長および鶴田事務局長が出席して共通第一次入試その他当面する諸問題について

懇談」したと報告されている。時期の関係からみて、8月7日の会談で調査研究費が話題にのぼった可能性がある、と筆者には思われる。

この提案を受けた委員会の討論では、一方には、「国大協として共通第一次入試の可否も決定していない現在の段階で、この予算配布（人員まで含めて）を受取ることは問題である」とか、「文部省案は、第2次能研テスト的なものであると考えられる心配があるので、実施する場合は、大学側のイニシアティブでやるような形にすべきだ」「この研究費を国大協が受取るかどうかは理事会に諮って決定すべきである」というような反対意見や慎重論が出されている。しかし他方には、「差し当たって調査費は、受けておいて後で詳しく実施方法を検討したらどうか」「紐をつけない自由な調査研究費として考えたらどうか」という意見をはじめとして、「入試センターの性格をもった組織をつくったらどうか」「入試準備調査室の如きものを設けるという意味で配付を受けたらどうか」「とりあえず予算は受取っておくべきだ」などの意見も少なくなかった。こうした討論を経て、当日は「この問題は結論を出さず、国大協としてさらに文部省と連絡をとりながら検討をすること」となった（『会報』No.58, 33頁）。

文部省にしてみれば、73年度の国の予算に特別な研究費を計上するためには前年8月には省内で概算要求（額）を準備しなくてはならないという当然のしきたりにしたがったのであろうけれども、この調査研究費が文部省のイニシアティブで設けられたことは印象的である。

この件は9月7日の理事会において報告・審議され、再度文部省の説明を聞き、終了後、「さらに文部省と話し合いを行い、何らかの結論を得るよう」会長、両副会長、谷田第2常置委員

会委員長に一任された（『会報』No.58, 8頁）。ついで10月6日の理事会では「一応の了解に達した」とされている（同上, 10頁）。

共通第1次試験の研究調査費に関する以上の経過は72年11月28・29日の第51回総会において報告・審議され、「調査研究費の配分を受けることが了承」された（『会報』No.59, 10~12頁, 46頁）。

各国立大のアンケートの回答が整理される過程で以上に略述した事態が同時に進行していたわけで、共通第1次についての検討が継続審議とされること、アンケートの如何にかかわらず事実上確定的だったといえる。

共通第1次試験構想に対する

大学基準協会の慎重な態度

1970年に共通テストが国大協で話題となって以降、折に触れ大学基準協会の動向が話題にのぼり、文部省をふくむ懇談会の場には同協会代表も参加していた。

大学基準協会は、元来、戦前の大学が官僚統制のもとにおかれたことへの反省のうえに、國公私立の有力大学により結成された自主的な団体で、大学の水準の維持・向上を目的としており、1947年12月に大学基準協会が定めた「大学基準」が大学設置委員会による大学の設置認可の判定の基準とされたことにみられるように、戦後初期には自主団体であるけれども、大学に関する権威ある団体とみなされてきた。1956年に大学設置基準が文部省令とされて以後、その影響力はやや小さくなつたとみられていた。しかし、國公私立大学の全体を網羅する単一の団体は存在しないので、全大学でないとはいえ國公私立大学を加盟させている大学基準協会の意向は、文部省にとっても個別大学にとっても、

無視し得ない存在であった（大学基準協会について、本誌No.84の青木宗也論文を参照）。

その大学基準協会は、理事会の決定にもとづき70年9月に「大学入試制度改革研究委員会」（以下、適宜に「委員会」と略す）を設けた。委員会は、加盟校45校から選出された「異例ともいうべき多人数」で構成された。報告書提出時の委員は国立大学20名、公立大学3名、私立大学21名で、委員長は安藤良雄（東京大学）、副委員長は佐藤豪（慶應義塾大学）であった。「異例」の大型委員会を組織したところに、大学基準協会の意気込みあるいは危機感が反映している。

委員会は、集中的に総会と小委員会を重ね、また専門学者、新聞社論説委員等の学識経験者、全国高等学校長協会代表、東京都高等学校進路指導協議会代表、日本教職員組合、日本高等学校教職員組合（両派）各代表、高等学校一般教員有志代表等を招き、きたんのない意見交換も行っている。

大学入試改革論の原則的観点と共通テスト

大学基準協会がこの時期の「喫緊事」として大学入試問題に取り組んだことは、国大協の動きと同じく、中教審の動きを背景とした文部省やその入試改善会議の動向に促迫されたものだった。しかし、大学基準協会が72年8月に公表した「大学入学試験制度改革に関する報告」は、当面の共通テストに焦点をしばったものではなく、「大学入試問題の根源にさかのばりつつ、しかも入試制度改革なし改善の果たし得る限界を認識したうえで、改革についての多角的な検討」をしたものであった（大学入試制度改革委員会「大学入試制度改革に関する報告」、大学基準協会『内外大学関係情報資料2』1972年9月、全38頁）。

「報告」の「結語」にのべられた結論は、次の如くであった。

(1)大学入試問題を根本的に解決するためには、まず、日本の社会全般にみなぎっている学歴偏重主義、一部特定の大学に対する事大主義を清算するよう社会全般が努力すること、……国が大学関係予算を飛躍的に増大させ、国公私立を通じての大学間の格差（とくに教員組織、施設、設備、図書等）を抜本的に是正することが、何よりも必要である。また、各大学もそれぞれ特色をもつということに努力することも、大学入試問題を解決する重要な条件である。

(2)大学の入学試験（入学者選抜ないし決定）は、大学本来の性格にかんがみ、各大学の自主性が十分尊重されるべきであって、国がこれを画一的に統制することは、大学自治の原則にももとり、かつきわめて多様化している日本の大学の現状にも適合しないので、避けるべきである。

(3)大学における入学者の選抜（決定）は、各大学が独自に行う学力試験を中心に行うのが妥当である。（後略）

(4)各大学は、学力試験を行うに当たって、その目的を明らかにするとともに、内容の改善にいっそうの努力を行うべきである。（後略）

(5)（後述）

(6)現在、大学の入学試験が高等学校教育に多くの好ましからざる影響を与えてることについては、大学側も十分反省し、このような弊害を取り除くために努力しなければならないが、高等学校側も主体性を確立するとともに、大学入試制度についての大学側の立場を十分理解し、弾力性ある姿勢をもって協力するよう要望したい。

(7)大学側も大学入学試験制度の改善・改革に

ついて、個々の大学において、また大学相互間の協力を通じて、積極的な検討を絶えずつづけ、必要適切に改革は慎重な配慮と十分な用意のもとに、これを果断、かつ早急に行わなければならない。(後略)

みられる如く、基準協会の報告は極めて原則的な観点をのべたもので、特段の改革案を提示してはいない。注目の共通1次導入については、次の如くのべた。

(5)統一テストは、すでに述べたように、いっぽうにおいて、たてまえの上においても、また技術的にも多くの難点があるが、他方においては、入学者選抜に当たっての資料として利用する場合、各大学が綿密な学力試験を行いうる条件になること、多数の専門家の協議によって適切な問題を作成しうる可能性のあること、各大学の出題、採点のための労力、時間を節約しうること、調査書を公平に利用する途を開きうること、高等学校における進学指導にとって有効な資料になりうる等のメリットもあるので、これについては、さらに積極的にこれを取り上げ、かつ前述の問題点を十分ふまえつつ、その実施の可否について慎重な検討を進めるべきであろう。その際は、とくにその目的、実施機関と具体的方法、期日、弊害や技術的困難の排除と克服が果たして可能であるかまたこれが可能であるとすれば、それらの具体的方法いかんということが十分検討されなければならない。この問題について、本委員会としても引き続いて討議を行うことになっている。

大学入試は各大学が自主的に行うべきだという原則的立場と「統一テスト」導入とが併存し得る条件は何なのか、この報告でははっきりしない。「実施の可否について慎重な検討を進めるべき」という態度は、この時期の国大協の態度

とほぼ同じである。国大協の動きを考慮したためなのか、国立大学のメンバーがこうするよう主張したためなのか、報告書の限りでは判断材料がない。

文部省委託経費による

入試改善調査委員会の発足（1973年度）

72年11月の第51回で約5,000万円の研究調査費を受けることが決められたあと、73年2月12日に開かれた国立大学協会の入試調査特別委員会では、共通1次試験の試行をふくむ研究体制が検討された。ついで、2月12日と28日の理事会、3月10日の入試調査特別委において了承された。しかし文部省からはこの委託研究のためには新規の独自の委員会を設けてほしいという要望が出され、4月23日の入試調査特別委において、改めて委員長から、文部省から委託費を貰う関係もあり、新設すべき入試改善調査委と既存のこの調査特別委の関係については、「委員のメンバーは同一であり、形式上両者は同格だが、実質的にはこの入試改善調査委はその職務が委託費に限定されているので本委員会の下部機構」ということで承認された（国立大学協会『会報』No.60, 33頁）。この決定にもとづき、入試改善調査委員会は「全国共通第一次試験実施の可否について総括的審議をする」機関とされ、そのもとに、実施方法調査専門委員会、科目別研究専門委員会、コンピュータ専門委員会がおかることとなった。科目別研究専門委員会は12の科目別に組織されるので、各科目的委員長12名の連絡会議もおかれることになった（『会報』No.60, 55~56頁）。

入試改善調査研究委員会の昭和48（1973）年度の実施事業計画書は、73年6月にまとめられた（『会報』No.63, 63~64頁）。